被告人を懲役5年及び罰金200万円に処する。 未決勾留日数中430日をその懲役刑に算入する。

その罰金を完納することができないときは、金1万円を1日に換算した期間、被告人を労役場に留置す

理由

(罪となるべき事実)

被告人は

第1(平成16年10月27日付け起訴状記載の公訴事実関係)

A会B組若頭であるが、B組組長であるC及びA会D組組員であるEらと共謀の上、営利の目的で、みだりに A会B組若頭であるが、B組組長であるC及びA会D組組員であるEらと共謀の上、営利の目的で、みだりに、F国から本邦にジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を輸入しようと企て、ポリ袋在中のジアセチルモルヒネ等以外の麻薬であるN・ α -ジメチルー3・4ー(メチレンジオナン)フェネチルアミン(別名MDMA)塩酸合含有する錠剤6万255錠等(約1万3449、81グラム。平成16年領2288符号1-1、同号2-1、同号3-1、同号3-1、同号5-1及び同号6-1はその鑑定残量。)を、木製机の天板内に隠匿し、平成16年6月5日ころ、F国G港において、情を知らない港湾職員をして、H国籍船舶I号内に上記木製机を積載させ、同月28日午後3時ころ、神戸市J区K町La丁目b番所在のM港Nコンテナ第c岸壁に係留した同船から、情を知らない港湾職員をして、上記木製机を取り降ろさせ、もって、ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬をみだりに本邦に輸入するとともに、引き続き、輸入禁制品である上記ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬をよご木製机に隠匿したまま本邦に引き取ろうとしたが、同年7月16日、J区K町Od所在の神戸税関P所改品場において、同出張所職員にこれを発見されたため、その目的を遂げなかった。 第2(平成16年8月20日付け起訴状記載の公訴事実関係)

372 (1787) (1797) (17 ものである。

(証拠の標目) —括弧内の甲, 乙に続く数字は検察官請求証拠番号.

(事実認定の補足説明)

(事実認定の補足説明)
1 弁護人は、判示第1の犯行(以下単に「本件」という。)について、被告人は判示MDMA(以下「本件MDMA」という。)の輸入に関与したことがなく無罪であると主張するところ、被告人も、捜査段階から一貫して同旨の弁解をしている。しかしながら、共犯者E及び同Q並びにRの前掲各供述その他の関係各証拠によれば、判示事実を優に認定することができる。以下、その理由を補足説明する。
2 関係各証拠によれば、本件MDMAの輸入については、以下の前提的な事実を認めることができる。
(1) Eは、平成16年4月初めころ(以下の日付けは、すべて平成16年。)、イスラエル人であるSから、外国から送付されるMDMAの10パーセントを報酬とするという条件で、その受取場所及び受取人(以下では、両者をまとめて「送付先」ということがある。)を確保するよう依頼され、これを引き受けたが、自分1人の力では送付先を確保することができなかった。
(2) そこで、Eは、4月7日ころ、前記A会の定例会で顔を合わせた際、Cに対し、外国から送付される2万錠のMDMAの送付先を外国人が探していると述べた上、Sから報酬としてもらうことになっているMDMAの80パーセントをCの翻とするという条件で、その送付先を確保するよう依頼したところ、Cは、これを承諾した上、かねて自己の間で大麻の取引があったRが居住する熊本市内所在のTe号室(以下「R方」という。)を受取場所にすることとし、「荷物を送らせるから、ちょっと住所を教えてくれ。」と言ってRからその住所を聞き出した上、これをEに伝えた。

に。
(3) Eは、上記住所をSに伝えたほか、4月中旬ころには、同人から1か月程度で荷物が到着すると聞いたことから、その旨をCに伝えたが、5月中旬までに荷物が届かなかったため、それに対する謝罪として、Sから預かったMDMA200錠をCに渡した。他方、本件MDMAは、前記のとおり、6月5日ころ、F国G港において、判示木製机(以下「本件机」という。)内に隠匿され 、判示船舶に積載されて発送された。
(4) Eは、6月中旬ころ、熊本市内のダイニングバーリにおいて、本件MDMAの輸入に関して話し合うためCと会った際、Cから、Sが荷物を持ち逃げしないよう保証を付けることや報酬の増額及びその前渡しを求められたが、直ちにこの要求に応じず、Eの方でSに掛け合うことになった。

(5) Eは、7月2日、Sから荷物が届いた旨の連絡を受けたことから、Cらに荷物がもうすぐ到着する旨を伝えるな

どした。 (6) 本件机は, (7) 本件机は, 、ん。 う) 本件机は、6月28日、M港Nコンテナ第c岸壁に陸揚げされたが、7月16日、神戸税関による通関検査の結 その中に本件MDMAが隠匿されているのが発見され、いわゆるクリーン・コントロールド・デリバリーが実施さ ニ結果、同月21日、R方において 本件机を受け取った受取人役の男(Sが手配したV)がその直後に現行犯逮 れた結果、同月21日、R方において # はいた。そのため、SやEらは上記Vと連絡を取ることができなくなり、本件MDMAの行方を把握することができなくなった。

以上の前提的な事実に加え、被告人の本件への関与を推認し得る事情として、以下の各事実を認めることができ

る。 (1) で(1) 被告人は、A会W組の組員であったが、同組若頭であったCが自らB組を興した際、同人と行動を共にして同組若頭に就任したものであり、同人が大麻等を密売するのを手伝うこともあって、本件犯行当時、極めて頻繁に同人と電 話で連絡を取り合っていた

被告人は、上記2(4)のUにおけるCとEとの会合にも、A会X組の若頭やEの友人であるQと共に同席してい

t= . (3) 被告人は、6月20日ころ、交際相手方に出入りすることが多く不在がちになっていたRに対し、電話で「お 前、最近家帰ってないやろ。帰らんと荷物受け取れんだろう。帰っとけよ。」などと言って、R方に戻るよう指示し

なお、被告人は、当公判廷において、上記のような発言をしたこと自体は認めるものの、それはパチスロ器具の受領に関する発言である上、発言をした時期も3月ころであったと弁解している。しかしながら、6月20日ころに上記のような内容の電話を受けたとするR供述は、当日の自己の行動に基づいて供述したものであって、相応の根拠を有していると評価できること、当時の通話記録等も参照しながら記憶を喚起した上、パチスロ器具の受領に関するといいると評価できること、当時の通話記録等も参照しながら記憶を喚起した上、パチスロ器具の受領に関するといい 記のような内谷の電話を受けたとするを供述は、当日の日この行動に盛ったで供述したものであって、相応の収拠を行 していると評価できること、当時の通話記録等も参照しながら記憶を喚起した上、パチスロ器具の受領に関するやり取 りと上記の電話でのやり取りとを峻別しながら供述したものであるから、記憶に混乱があるとも考え難いこと、さら に、反対尋問においても何ら動揺が見られないこと等に照らし、その信用性は十分高いと評価できる。これに反する被 告人の公判供述は、捜査段階においてはそのような供述をしていなかったことをも併せ考慮すると、到底信用できな

(4) さらに、被告人は、7月2日、R方の電気が止められていたことから、Rに対し電気代を支払うよう指示したが、電気料金の振込書の期限が過ぎているため、振込書を用いて支払うことができないと聞くや、同月3日、Rから現

金を受け取った上、自ら九州電力の営業所に赴いて電気代を支払った。 (5) 他方、Rは、前記Vの現行犯逮捕の翌日である7月22日、R方の鍵がなくなっているため室内に入れない旨を被告人に連絡したところ、Y連合Z一家の若頭が合鍵の作成費用を工面してくれることになったほか、同月25日ころには、被告人から電話で「早く鍵を開けろ。」などと指示されたため、業者に依頼して、R方のドアの解錠作業をさせ た。

4

したがって、弁護人の主張は採用できない。

(法令の適用)

(法令の適用) 被告人の判示第1の行為のうち、営利の目的で麻薬を輸入した点は刑法60条、麻薬及び向精神薬取締法65条2項、1項1号に(有期懲役刑の長期は、行為時においては、平成16年法律第156号による改正前の刑法12条1項に表しては、平成16年法律第156号による改正前の刑法12条1項によるとになるが、これは犯罪後の法令によっ変更があとしまったときに当たるから、刑法6条、10条により軽い行為時法の刑による。)、輸入資制品である麻薬を輸入しようとで遂げなかった点は刑法60条、関税法109条3項、1項(関税定率法21条1項1号)に、判示第2の行為は、地で遂げなかった点は刑法60条、関税法109条3項、1項(関税定率法21条1項1号)に、判示第2の行為は、地で遂げなかった点は刑法54条1項前段、10条により1罪として重い麻薬及び向精神薬取締法違反の罪の刑で処断し、判示第1の罪について情状により所定刑中懲役刑及び罰金刑を選択し、以上は、刑法45条前段の併合罪であるから、判示第1の罪について情状により所定刑中懲役刑及び罰金関での罪の刑に法定の加重をして加重の上限は、行為時においては上記改正前の刑法14条に、裁判時においてはその改正後の刑法14条2項によることになるが、上記同様に、刑法6条、10条により軽い行為時法のそれによその改正後の刑法14条2項によることになるが、上記同様に、刑法6条、10条により軽い行為時法のそれによ21条を適用して未入2項によることをできないときは、同法21条を適用して表とした刑期及び罰金20万円に受ないときは、同法18条により金元1日に換算した期間被告人を労役場に留置し、証券用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。(量刑の理由) (量刑の理由)

本件は、被告人が、その所属する暴力団組長らと共謀の上、営利の目的でMDMAを我が国に密輸入したという麻薬 及び向精神薬取締法違反、関税法違反(判示第1。ただし、後者は未遂にとどまる。)及び覚せい剤の自己使用(判示

第2)からなる事案である。 まず、量刑の中心となる判示第1の犯行から見ると、その動機、経緯に酌量の余地はない。また、本件は大規模かつ 国際的な犯行であって、計画性や組織性が極めて高い上、本件輸入に係るMDMAの量も合計6万錠余りと過去に類を 気いほど大量であり、これらが本邦内に流出すれば極めて大きな社会的害悪を及ぼしたであるうことが明白にある。 誠に悪質な犯行といわざるを得ない。そして、我が国におけるMDMAの送付先を確保維持した被告人の役割にも小さからぬものがあったといえる。

次に、判示第2の犯行について見ても、動機、経緯に酌むべきもののない常習的な犯行であって、犯情は芳しくな

い。 加えて, しを: 。加えて、上記のように、判示第1の犯行について、被告人が不自然、不合理な弁解をしており、反省の情が見られないことをも併せ考慮すると、その刑責は相当重いといわざるを得ない。 しかしながら、本件MDMAはすべて押収されており、本邦内にその害悪が拡散することはなかったこと、本件の首 謀者はCらであり、被告人の役割は従属的なものであったこと、判示第2の犯行については事実を認めていること、10年以上前の罰金前科以外に前科がないこと、扶養が必要な妻子がいることなど、被告人のために酌むべき事情も認められるので、以上の諸事情を総合考慮の上、刑を量定した。よって、主文のとおり判決する。平成18年5月15日神戸地方裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 的 場 純 男

> 裁判官 西 野 吾 一

> 裁判官 三重野 真 人